

# 近畿会補習所同期会支援ガイドライン

平成 23 年 9 月 26 日制定

日本公認会計士協会 近畿会

## 1. 補習所同期会への支援

日本公認会計士協会近畿会（以下、近畿会）は補習所同期会の活動を支援すべく、下記の条件を満たす場合には、活動補助金を各事業年度 2 回限度として、近畿会会員・準会員である参加者一人につき 3,000 円支給する。

- ・近畿実務補習所の同期の会の活動であること。
- ・同期会開催にあたり、世話人の同意後、近畿会地区会部を経由して同期会開催の案内を行うこと。
- ・同期会開催後、その状況を近畿会地区会部に報告すること。なお、報告書（活動報告書）様式は近畿会地区会部が作成し、世話人に提供する。
- ・活動報告書には、参加者氏名・所属地域会名・登録番号、参加人数、懇親会の内容を記載し、今後の運営上参考となる事項（良かったこと、困ったこと等）につき記載すること。

## 2. 外部代行サービスの利用

世話人の負担を軽減するために、上記活動補助金を利用して、同期会開催のための外部代行サービス（注：地区会部が紹介する）を利用することができる。

以上